

軽度者*に対する福祉用具貸与の取扱いについて（江戸川区）

<福祉用具貸与可否の判断について>

1. 情報開示により認定調査票の写しを入手し、判断基準（別紙参照）で判断
2. 1で判断基準に該当せず福祉用具貸与の対象とはならないが、医師の医学的な所見に基づき福祉用具が必要とされる軽度者に対する取扱いについては、次のサービス提供までの流れのとおり

【サービス提供までの流れ】

- (1) サービス提供前に①医師の医学的な所見の記録を②サービス担当者会議又は照会の記録に添付して区へ提出（②に①の内容が含まれている場合は①の添付の省略可）
- (2) 区は福祉用具貸与が特に必要と判断された経過について、提出された書面で下記の内容を確認後、確認印を押印して返却

確認の視点	備える書類
①医師の医学的な所見があるか ・利用者の状態が3つの状態像（別紙参照）のいずれかに該当していることが汲み取ることのできる所見の内容であるか	次のいずれか ・主治医意見書 ・医師の診断書 ・聴き取り等による医師の所見の記録
②①に基づき、サービス担当者会議又は照会を通じた、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与の必要性が判断されているか	・サービス担当者会議又はそれに代わる照会の記録

- (3) 利用者にケアプランの説明をして同意を受け、サービス提供

注1 暫定ケアプランに基づいてサービス提供を行う場合も同様の取扱い。
なお、区への提出・確認は認定後、速やかに行うこと

注2 更新認定申請の結果、状態区分・必要とする福祉用具に変更がない場合は、江戸川区への確認手続きは不要

注3 電話・面談等での聴き取りやFAXでの照会により医師の医学的な所見を聴取する場合は、サービス担当者会議の記録や支援経過等に「主治医名、所見内容及び照会した日・方法」を記録すること

注4 医師の医学的な所見等に基づき、レンタルの必要性がサービス担当者会議で検討されることとなるため、サービス担当者会議の日は所見聴取日と同日かそれ以後となるものであること

*軽度者…要支援一～要介護一の者。

ただし、自動排泄処理装置については、要支援一～要介護三の者

別紙

【判断基準】

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 — (→適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3～7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 — (→適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

【3つの状態像】

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。